

一般社団法人 石川県建築士事務所協会細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、一般社団法人石川県建築士事務所協会定款（以下「定款」という。）第45条の規定に基づき、この定款施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 入会及び会費

第2条 入会しようとする者は、入会申込書（正会員は様式第1号及び様式第2号、賛助会員は様式第3号）を提出しなければならない。

第3条 入会を承認された者は、次に定める入会金及び会費を入会の承認を得た日から15日以内に納入しなければならない。

入会金	正会員	10,000円
会費	正会員	所属建築士 1～2名 年額 30,000円
		所属建築士 3～9名 年額 60,000円
		所属建築士 10名以上 年額 80,000円

※ 所属建築士数は前年度末時点

2 理事会が必要と認めた場合は、その議決をもって入会金の納付を免除する。

第4条 会員は、その年度の会費を事業年度のはじめに納入しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、理事会の承認を得て分納することができる。

2 事業年度のはじめ以外の時期に入会した会員の当該年度の会費は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

入会時期	正会員（当該年度会費）			賛助会員 （当該年度会費）
	所属建築士 1～2名	所属建築士 3～9名	所属建築士 10名以上	
4月～6月	30,000円	60,000円	80,000円	55,000円
7月～9月	20,000円	45,000円	60,000円	40,000円
10月～12月	15,000円	30,000円	40,000円	27,500円
1月～3月	0円	0円	0円	0円

第5条 会員は会費の滞納が1年分を超えたときは、理事会の議決を得て本会の利用について会員としての権利を停止する。

第6条 会員を退会しようとするときは、未納会費を納入したうえ、書面（別紙様式第4号）をもって会長に届けなければならない。

第3章 役員

第7条 定款第23条に定める役員の選任にあたっての役員候補者選出は、別に定める役員候補者推薦規程に基づき行う。

第4章 会議

第8条 賛助会員は、総会に出席して発言することができる。ただし、議決権を有しない。

第9条 会長は、定款第38条の規定により総会に提出した決算書等についての監査結果につき監事より総会で報告を受けるものとする。

第5章 予算経理

第10条 収入支出は、会計担当理事がこれを執行する。ただし、予備費の支出は理事会の承認を要する。

附則

この細則は、平成11年度通常総会に提案された定款変更につき石川県知事の認可のあった日から施行する。

この細則は、平成17年5月10日から施行する。

この細則は、平成21年6月4日から施行する。

この細則は、平成25年8月31日から施行する。

この細則は、平成29年2月1日から施行する。